

浄化を望む県民の意識が十分うかがわれ  
ております。

### 県少年保護育成条例改正

少年をとりまく環境問題は、ひとり熊  
本県だけでなく、全国的課題として各県  
で条例の制定又は改正が検討されはじめ  
られました。本県では、青少年対策の重  
要性にかんがみ、前述のような環境浄化  
に対する強い県民世論を背景に、全国に  
さきがけて少年保護育成条例の改正に踏  
み切ったわけです。県議会においてもそ  
の趣旨が十分くみとられ、三月県会にお  
いて全会一致で条例の一部改正案が議決  
されました。

この改正条例は、本年五月一日から施  
行されましたが、県といたしましては、  
改正を契機に関係機関はもとより、関係  
業界等の理解と協力を得て、さらに効果  
的な運用を行っていく方針です。

しかし、この条例の真の効果を期待す  
るためには、その背景に強力な県民の  
みなさんの支えが必要であることは申すま  
でもなく、条例は県民運動の中で運用さ  
るべき性質のものであります。

県民のみならず、この機会に少年保  
護育成条例の趣旨を再認識し、青少年の  
健全育成により一層の御尽力をお願い  
いたします。

## 改正された 少年保護育成条例のあらまし

熊本県少年保護育成条例は、昭和四十六年八月に公  
布されたもので、その目的は、  
少年の健全な育成をはかるため  
・少年のためによくない環境の排除  
・少年のためによくない行為の防止  
の二つがそのねらいです。以下は条例のあらましで  
す。

### 業者等の自主規制（第六条）

映画、演劇等の興行者や出版物、ガ  
ン具類等の販売業者、広告物の広告主  
等は、性的感情を刺激したり、粗暴  
性、残虐性を助長し、少年の健全な育  
成を阻害すると思われる興行、図書、  
広告物等については、これを少年に見  
せたり、売ったり、広告物を掲出した  
りしないように努めなければなりません。  
又、ガン具類で危険なもの、いか  
がわしいもので、少年の健全な育成を

阻害すると思われるときは、これを販  
売しないように自主的に努めなければ  
なりません。

もちろん、これらのものを自動販売  
機により販売する場合も同様です。

### 有害指定（第七条、第九条、第十 一条）

知事は、著しく性的感情を刺激した  
り、粗暴性、残虐性を助長するような  
映画、演劇などの興行や、週刊誌など  
の図書等、又は広告物について、少年

の健全な育成を阻害すると認めるとき  
は、これらを「有害興行」「有害図書  
等」「有害広告物」として指定するこ  
とができます。又、刃物類やおとなの  
おもちゃなどのガン具類等で、少年に  
とって有害なものは「有害ガン具類等  
」として指定することができます。

### 有害興行の観覧の禁止（第七条）

有害興行として知事が指定した映  
画、演劇などについては、興行者は、  
それを少年に見せることはできません。  
少年の入場禁止の掲示が必要で  
す。

### 有害図書等の販売禁止（第九条）

有害図書として指定された本等は、  
それを少年に販売したり、貸付たり  
することはできません。

### 有害ガン具類等の販売等及び所持の 禁止（第十条）

有害ガン具類として指定されたガン  
具類は、これを少年に販売してはなり  
ません。又、保護者は、これを持たせ  
ることはできません。

### 有害広告物の制限（第十一条）

知事は、有害広告物として指定した  
ときは、これを広告主に通知し、その  
広告物の内容変更や撤去などの措置を  
指示又は命令します。その場合、広告  
主等は、指示、命令の措置をとらなけ  
ればなりません。

### 有害薬品類等の制限（第十二条）

少年が、シンナーや接着剤等又は睡

眠薬等の濫用を乱用することを知ら  
ず、少年にこれらのものを譲渡した  
り、所持させることはできません。

### 図書、ガン具類等の自動販売機によ る販売の制限（第十二条の二）

知事が、少年に有害なものとして指  
定した図書やガン具類等は、自動販売  
機では販売できません。自動販売機  
の中に有害指定された図書やガン具類が  
入っている場合は、業者は、直ちにこ  
れを撤去しなければなりません。

### 衛生用品の自動販売機による販売の 制限（第十二条の三）

衛生用品（コンドーム）の自動販売  
機が、学校の周辺や通学路、又は少年  
がよく利用する文化、体育、教育、娯  
楽施設の周辺などに設置され、管理が  
十分でなく、少年の健全な育成を著し  
く阻害すると認めるときは、知事は、  
販売業者に対して、衛生用品の撤去な  
ど必要な指示又は命令をします。この  
場合、業者は当然指示又は命令の措置  
をとらなければなりません。

### みだらな性行為及びわいせつ行為の 禁止（第十三条）

何人も、少年に対して、みだらな性  
行為やわいせつ行為をすることはでき  
ません。又、このようなことを教えた  
り、見せたりすることも禁止されてい  
ます。

### 場所の提供及び周旋の禁止（第十四 条）

少年に対して、みだらな性行為をし  
たり、又は、少年たちが飲酒、喫煙、  
シンナー乱用、そのほか薬品類を不健  
全に使用することを知らず、その場所  
を貸したり、せわしたりすることはで  
きません。

### 旅館業者等の届出（第十五条）

旅館業、アパート、貸間業等を営む  
者やその管理者は、少年が暴行やわい  
せつ行為等法令に違反する行為をした  
り、又は少年がその被害を受けている  
と認められるときは、すみやかに、保  
護者が警察官に届出なければなりません。

### 質受け、買受け等及び金銭貸付けの 禁止（第十六条）

質屋、古物商の営業者は、保護者の  
同意など正当な理由がなければ、少年  
から品物を質にとったり、古物を買受  
け、又は委託を受けて販売したりする  
ことはできません。金融業者も、少年  
の保護者の承諾や同意がなければ、少  
年に対して金銭を貸付けることはでき  
ません。

### 入れずみの禁止（第十七条）

何人も、医学、整形など正当な理由  
がある場合のほか、少年に対して、入  
れずみをしてやったり、受けさせた  
り、又はせわしたりすることはできま  
せん。

### 深夜興行等への立入禁止、深夜外出 の制限（第八条、第十八条）

映画、演劇などの興行者等は、午後

十一時から翌日の午前五時までの間  
は、興行場等に少年を立入らせてはな  
りません。

保護者は、深夜に少年を外出させな  
いように努めなければなりません。

何人も、保護者の承諾を受けないで  
、深夜に少年を同行して外出すること  
はできません。しかし、夜勤、夜学、  
新聞の配達など正当な理由があればよ  
いわけです。

以上が条例のあらましですが、この条  
例の中でいう「少年」とは、小学校就学  
の始期から満十八歳に達するまでの者  
（婚姻した女子を除く。）をいいます。  
最後に、今回改正された主な点を挙げ  
てみますと次のとおりです。

### 関係業者の自主規制を明確にした （第六条）

図書、ガン具類及び衛生用品の自動  
販売機による販売を制限した。（第十  
二条の二、第十二条の三）

場所提供の禁止について、その対象  
行為のなかに、「喫煙」「麻薬、覚せい  
剤の使用」を追加規定して、少年非  
行の溜り場防止対策を強化した。（第  
十四条）

金融業者の少年に対する金銭貸付け  
規制の規定を新設した。（第十六条第  
三項）

少年に対するみだらな性行為、わい  
せつ行為をした者に対する罰則が五万  
円から十万円に引上げられた。（第十  
三条第一項、第二十四条）